

休日・時間外にマイナンバーカードの 手続きができます

●問い合わせ先 市民課 ☎096(248)1113



マイナンバーカードの 休日・時間外窓口を 開設しています

マイナンバーカードの手続きができます。電話で予約して来庁してください。

※予約なしでの手続きはできません
※予約が上限に達したときは、受け付けを終了します

▼とき

- ・第1・第3土曜日(受け取りのみ)
8月5、19日、9月2、16日
午前9時～午後0時30分
- ・第2・4日曜日
8月13、27日、9月10、24日
午前9時～午後0時30分
- ・第3水曜日
8月16日、9月20日
午後5時15分～7時

※10月以降の日程については、ホームページやお知らせカレンダーに掲載します

▼ところ

市民課のみ
▼休日・時間外窓口でできるマイナン
バーカードの手続き

- ・発行申請
- ・受け取り
- ・更新(カードの切り替え)
- ・券面事項変更
- ・電子証明書の新規発行および更新
(発行から5年経過)
- ・ロック解除(暗証番号再設定)

※第1・第3土曜日にてできる手続きは、受け取りのみです

▼持ってくるもの

それぞれの手続きに必要なものが違います。詳しくは予約時に確認するか、ホームページをご覧ください。



▲市ホームページ

重度の障がいがある人へ手当を支給しています

●問い合わせ先 福祉課 障がい福祉班 ☎096(248)1144

在宅で重度の障がいがある人に手当を支給します。

各種手当には所得制限があります。詳しくはお尋ねください。

特別障害者手当

▼月額 2万7980円

▼対象 身体や精神(知的)に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の人

障がいの程度

▼障がいの程度
身体障害者手帳1・2級程度と療育手帳A1・A2程度の重度の障がい
が2つ以上またはそれと同程度の障がい

※施設入所者や、継続して3カ月を超えて入院している人は対象外

障害児福祉手当

▼月額 1万5220円

▼対象 身体や精神(知的)に重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の人

▼障がいの程度
身体障害者手帳1・2級程度、または療育手帳A1・A2程度の障がい
※施設入所者などは対象外

特別児童扶養手当

▼月額 1級 5万3700円
2級 3万5760円

▼対象 心身に一定以上(重度～中程度)の障がいがある20歳未満の児童を家庭で養育している父母など
※児童が児童福祉施設などに入所している場合は対象外

現況届(所得状況届)は忘れずに

- ・特別障害者手当
 - ・障害児福祉手当
 - ・特別児童扶養手当
- これらの手当の受給者は、受給資格要件確認のため、毎年8月1日現在の状況を記載した現況届の提出が必要です。

必要書類などは受給者に直接通知します。提出がなければ8月以降の手当を受給できなくなりますので、忘れずに届け出を行ってください。

▼提出期間

8月10日(木)～31日(木)
※期間内の提出が困難な人はご相談ください

現況届を忘れずに

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受けている人は、受給資格確認のため、現況届の提出が必要です。対象者には7月下旬に関係書類を送付しています。

現況届の提出がないと、11月以降の手当の支給を受けることができません。また、2年以上届け出がないと受給権がなくなります。ご注意ください。
▼提出期限 8月31日(木)

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父母が、専門的な資格取得のため修学が必要な場合、生活費の負担を軽減する給付金です。

- ▼対象 次の全てを満たす人
 - ・児童扶養手当受給中、または同様の所得水準である人
 - ・養成機関で1年以上の教育課程を受け、対象資格の取得が見込まれる人
 - ・就業または育児と修学の両立が困難だと認められる人

※令和5年4月から令和6年3月までに修業を開始する場合には、6カ月以上のカリキュラムの修業が予定されているものも含まれます

▼対象資格

看護師、保育士など33資格

▼支給額

- ① 市民税非課税世帯 月額10万円
- ② ①以外の人 月額7万500円

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父母が、就業につながるような講座を受講した場合、受講修了後に受講経費の一部を支給する給付金です。

▼対象

- 次の全てを満たす人
 - ・児童扶養手当受給中、または同様の所得水準である人
 - ・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる人
- ▼指定対象講座
 - 雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座

▼支給額

支払った入学金、受講料の合計額の60%に相当する額を支給(上限あり)。1万2000円を超えない場合は支給しません。

※ハローワークから教育訓練の給付を受けている場合は、その金額を差し引いた金額を支給します

※受講開始前に申請し、講座の指定を受けなければ支給を受けることはできません

ひとり親家庭などで児童を養育している人への制度

●問い合わせ先 子育て支援課 子ども家庭班 ☎096(248)1162

児童扶養手当制度

離婚などの理由で、父または母と生計を別にしていて児童を養育する家庭に支給されます。

▼支給額

受給資格者と扶養義務者(同居している親など)の所得に応じて区分され、この区分は毎年、現況届の審査状況で見直されます。

支給対象児童1人の場合
全部支給…月額44,140円
一部支給…月額44,130円～10,410円
支給対象児童2人目
月額10,420円～5,210円加算
支給対象児童3人目以降
1人につき月額6,250円～3,130円加算

※所得制限があるため、所得が限度額以上ある場合は支給停止となります

事実婚と認められる場合は

事実婚とは、夫婦としての共同生活と認められる事実関係(定期的訪問があつて、定期的な生活費の補助を受け

ひとり親家庭等医療費助成制度

医療費の一部を助成します。

▼対象

- 次の全てを満たす人
 - ・国民健康保険法の規定による被保険者、または社会保険各法の規定による被保険者または被扶養者
 - ・市内に住所があるひとり親家庭の父または母とその者に扶養されている児童、または父母のない児童

※所得制限があります

▼助成期間

- ・児童 18歳に達する日以降最初の3月31日まで
- ・父・母など 扶養している児童が20歳になる誕生日の末日まで

▼助成額

助成対象者が支払った保険診療の一部負担金の3分の2に相当する額